

土浦市告示第 5 0 4 号

土浦市外国語指導助手派遣業務プロポーザル選定委員会設置要項

(趣旨)

第 1 条 この告示は、土浦市外国語指導助手派遣業務プロポーザル実施要綱（令和 8 年土浦市告示第 5 0 3 号。次条において「実施要綱」という。）

第 3 条第 1 項の規定により設置する土浦市外国語指導助手派遣業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要綱第 4 条の応募要領の検討に関すること。
- (2) 実施要綱第 5 条第 3 項の選定基準の作成及び同項の規定による提案者の選定（第 4 号及び第 6 条において「選定」という。）に関すること。
- (3) 実施要綱第 7 条第 1 項の審査及び評価基準の作成並びに同項の規定による契約候補者の特定（以下「特定」という。）に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、選定及び特定に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 選定委員会は、委員長及び委員 5 人をもって組織する。

2 委員長は、教育長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 教育部長
- (2) 教育委員会参事
- (3) 土浦市立小学校、中学校又は義務教育学校の校長
- (4) 土浦市立小学校又は義務教育学校前期課程において外国語活動又は外国語科を担当する教諭
- (5) 土浦市立中学校又は義務教育学校後期課程において外国語科を担当する教諭

4 委員の任期は、第 6 条の規定により特定の結果を市長に報告する日までとする。

5 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 選定委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議は、これを非公開とする。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の責務)

第5条 委員は、第2条に規定する所掌事項を厳正かつ公平に執行しなければならない。

2 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退任した後も、同様とする。

(報告)

第6条 委員長は、選定及び特定の結果を市長に報告する。

(事務局)

第7条 選定委員会の事務局（以下この条において「事務局」という。）は、教育委員会事務局指導課に置く。

2 事務局は、委員長が統括する。

3 事務局は、選定委員会の事務に関する事項を処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年10月5日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、第3条第4項に規定する委員の任期が満了した日に、その効力を失う。